

平30福情答申第7号

平成31年1月16日

福岡市住宅供給公社理事長 馬場 隆 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成30年6月21日付け福市住公第156号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市住宅供給公社が昭和56年2月13日付けで福岡市へ提出の一般分譲住宅特定団地の計画書の中に複数箇所存在している、2メートルを超える擁壁を施工する場合の「構造詳細図等の構造を明示する書面」」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「福岡市住宅供給公社が昭和56年2月13日付けで福岡市へ提出の一般分譲住宅特定団地の計画書の中に複数箇所存在している、2メートルを超える擁壁を施工する場合の「構造詳細図等の構造を明示する書面」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」又は「公社」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成30年4月16日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成30年4月9日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成30年4月16日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年6月12日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書、陳述意見書及び平成30年8月22日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 会社が、昭和56年2月13日付けで福岡市へ計画通知書を提出した一般分譲住宅特定団地（42戸）（以下「本件特定団地」という。）の中には、複数箇所2メートルを超える擁壁が存在している。
- (2) 昭和56年当時、2メートルを超える擁壁を施工する場合は「構造詳細図等の構造を明示する書面」は提出する必要があったので、会社は、本件対象文書を保有しているはずである。あるいは、特定行政庁から「構造詳細図」を添える必要のない旨の通知があったのであれば、通知等を保有しているはずである。本件対象文書を提出しない申請に対し、福岡市建築主事が「適合する旨の通知書」を交付するとは考えられない。よって、「構造詳細図等の構造を明示する書面を保有していない」との理由は不当である。
- (3) 本件公文書公開請求の主たる目的は、会社が建築基準関係規定の提出すべき書面を有しているか否かの確認のためである。「計画通知書」は福岡市へ提出して住宅供給公社に存在しない」というのは虚偽である。会社は、2メートルを超える擁壁施工の際に提出すべき本件対象文書は保有しておらず、提出していなかった。
- (4) 建築基準関係規定の「構造詳細図等の構造を明示する書面」の無い工作物は違法工作物である。会社は、計画通知に付すべき本件対象文書を作成せずに建築基準法に反した2メートルを超えた擁壁を施工したものである。また、建築主事（福岡市）は、当計画通知書に対し、「適合する旨の通知書」を誤って交付したものである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年9月5日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

審査請求人より請求があった、本件対象文書に相当する文書は、「擁壁築造

工事設計書，施工図，竣工図，構造計算書」である。

(3) 本件決定を行うに至った理由

昭和56年2月13日付けの「計画通知書」は福岡市へ提出し，当社には存在しない。ただし，計画通知書の提出についての決裁文書が現存しており，添付されている書面等を確認したが，審査請求人が求める文書は添付されておらず，書面の存在は確認できない。また，擁壁築造に関する設計図書などの工事書類は保存期間（10年間）が経過し廃棄処分されており，本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して，当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

関係法令によれば，当社が建築物や工作物を建築する場合，建築確認手続に替わる計画通知の制度が適用され，2メートルを超える擁壁を築造する場合には，建築物とは別に，当該擁壁に関する計画通知書に構造詳細図等の所定の資料一式（以下「計画通知添付資料一式」）を添えて，福岡市に置かれる建築主事にこれを提出しなければならないとされていることが認められる（住宅供給公社法施行令第2条，建築基準法第18条及び第88条，同施行令第138条第1項第5号並びに同施行規則第3条）。

そして，当審査会が建築基準法の運用を所管する福岡市に確認したところによれば，昭和56年当時，本件特定団地の区画内において，当社が高さ2メートルを超える擁壁を築造する場合には，上記計画通知の制度が適用されるとのことであった。

以上を踏まえて判断するに，審査請求人は，当社が福岡市（建築主事）に提出したと審査請求人が主張する，本件特定団地の区画内の2メートルを超える擁壁に係る計画通知添付資料一式のうち，特に構造詳細図その他の当該擁壁の構造を示す一切の書面の公開を求めているものと解される。

2 本件対象文書の存否について

実施機関である公社は、本件対象文書の存否に関して、計画通知書は福岡市に提出したため公社には存在せず、また、現存する関係書類を確認する限り、本件対象文書に相当する書面の存在は確認できない旨主張する。

そこで、当審査会から計画通知書の提出先となる福岡市に事実関係を確認したところ、本件特定団地の区画内において、公社が高さ2メートルを超える擁壁について建築基準法第18条に基づく計画を通知した事実はないとのことであった。

よって、当審査会としては、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、妥当と判断するほかない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

本件特定団地の区画内の擁壁に関して公社及び福岡市に建築基準法違反があった旨の審査請求人の主張については、当審査会は調査審議する立場にない。

### 4 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。条例第14条は、実施機関が公開請求に係る公文書の一部又は全部を公開しないときは、公開請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならないと定めている。

しかし、本件公文書非公開決定通知書には、非公開とした理由について、「公開請求に係る公文書を保有していない」と記載されているのみであり、不作成や未取得、廃棄など、公文書を保有していないとする具体的な理由の記載はない。

非公開に関する理由の提示は、実施機関の慎重かつ公正な判断を確保するとともに、公開請求者に対し非公開の理由を知らせるために求められるものであることを踏まえ、当審査会としては、実施機関に対し、今後、非公開決定等を行う際には、公開しない根拠規定とともに客観的に理解できる程度の理由を付記するよう意見する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月21日	諮問
平成30年7月25日	実施機関の弁明意見書を収受
平成30年8月15日	審請求人の反論意見書を収受
平成30年8月22日（第2部会）	審査請求人から意見聴取，審議
平成30年9月5日（第2部会）	実施機関から意見聴取，審議
平成30年11月7日（第2部会）	審議
平成30年12月19日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子